



## 妊娠・出産

☎保健福祉部健康づくり課（保健センター）

■母子健康手帳・妊婦一般健康診査受診票・  
産婦健康診査受診票・妊婦歯周病検診受診票・  
新生児聴覚検査受診票・

### 1か月児健康診査受診票の交付

医師または助産師の診断を受けたら、妊娠届出書を健康づくり課へ早めに提出してください。母子健康手帳と妊婦一般健康診査（初産の方は、妊娠35週までの分）、産婦健康診査、妊婦歯周病検診、新生児聴覚検査、1か月児健康診査の各受診票を交付します。また、妊娠中の生活や出産、育児に関して保健師が相談をお受けしています（30分程度のお時間がかかります）。

### ●実施日

月曜日から金曜日（祝祭日は除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

妊娠中からお子さんが3歳になるくらいまでの成長や発達の様子等をまとめた「赤ちゃん手帳」をお渡しします。妊娠中の過ごし方や出産後の育児の参考にしてください。赤ちゃん手帳は、乳幼児健診や教室時にも使用します。

各種の受診票は、健診等費用の一部を公費で負担する補助券です。

県外の医療機関で各種健康診査等を受診される方は、受診後に補助申請をしてください。申請書は健康づくり課でお渡ししています。県外への里帰り前に申請書を取りに来ていただくをお願いします。

## ■不妊治療および不育症治療費助成事業の案内

安心して妊娠できる環境の整備と少子化対策の充実を図るため、不妊治療および不育症治療を受けている夫婦に対し治療に要する経費を助成します。

### ●助成の対象となる方

- ①不妊治療および不育症治療を受けている夫婦（事実婚関係にある方を含む）。
- ②夫婦のどちらかが申請日において小諸市に1年以上住所を有する方または1年以上住所を有する見込みのある方。
- ③夫婦の両方に市税の滞納がない方。
- ④治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦。
- ⑤他市町村において同一治療期間における助成金の申請をしていない方。

※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母による不妊治療、卵胞が育たない・採卵ができない等の方は、対象となりませんのでご了承ください。

### ●助成の額と回数及び期間

●一組の夫婦に対し、医療機関で受けた不妊治療および不育症治療の自己負担額（3割負担、10割負担を問わず）のうち、1回の申請で10万円を限度として通算6回まで助成します。

●一連の不妊治療および不育症治療が終了した日の翌日から起算して6カ月以内に申請をしてください。

※保険適用の治療の場合は、「限度額認定」または「高額療養費」の手続きをしてください。窓口負担の軽減になる場合があります。

また、入院時の差額ベッド代・食事代・文書料その他治療に直接関係のない費用、長野県その他の自治体等から助成を受けた費用は除きます。

※詳細は健康づくり課までお問い合わせください。

## 広告

学校法人信濃キリスト学園

### 幼保連携型認定こども園・小諸幼稚園

小諸でいちばん最初につくられた幼稚園です。心の育ちのために必要不可欠な小規模保育が支持され、117年の歴史を歩んでいます。私たちは見えるものではなく見えないものに目を注いでいます。

【入園年齢】1歳半～学齢前までとします。 【開所時間】平日 午前7:30～午後6:30

【延長保育】早朝・延長保育有り(有料) ※詳しくはお尋ねください。

小諸市三和1-5-16 TEL0267-22-0355 <http://www.komoroyouchien.ed.jp>



## ■ 予防接種

予防接種は、その病気にかからないことやかかっても重くならないことを目的にしています。予防接種に対する正しい理解のもとで、お子さんやご自身の健康にお役立てください。

### ● 持ち物

- 母子健康手帳
- 予診票

※忘れた場合は接種できません。

### ● 留意事項

- 接種を受ける医療機関へ必ず3日前までに予約をし、日時を決めてください。
- 体調が悪い時などで接種を受けられなくなった場合は必ず医療機関へ連絡してください。
- 小学生までのお子さんが転入された場合は、必ず母子健康手帳を持参し、健康づくり課までお越しください。接種歴を確認のうえ、小諸市の予診票を発行します。

## 手当・給付金

### 保健福祉部 子育て支援課

### ● 児童手当

#### ● 対象となる方

児童手当は、18歳になった後の最初に迎える3月31日まで（高校生年代まで）の児童を養育している方に支給されます。

#### ● 請求に必要なもの

- 請求者（生計を主に担っている保護者）の預金通帳等
- その他（子どもと別居している場合などは、ほかに書類が必要です）

#### ● 支給金額（月額）

子どもの年齢		支給額
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降※	30,000円
3歳以上高校生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降※	30,000円

※「第3子以降」とは、大学生年代（22歳の誕生日後の最初の3月31日）までの養育している子から数えます。大学生年代の子においては、進学・就職に関わらず、親等へ経済的負担がある場合に限られます。

### ● 支給方法

2か月毎に、保護者名義の金融機関の口座へ振込みます。

- 4月15日（2・3月分）
- 6月15日（4・5月分）
- 8月15日（6・7月分）
- 10月15日（8・9月分）
- 12月15日（10・11月分）
- 2月15日（12・1月分）

※振込み日が、土曜・日曜・祝日にあたる場合は、直前の平日に振込みます。都合により振込み日が変更になることがあります。

### ● 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

#### ● 支給対象

手当を受けることができる人は、下記の条件にあてはまる児童（18歳まで）を養育している父、母や、父、母にかわってその児童と同居し、養育している人です。

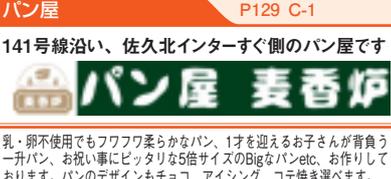
なお児童が18歳に達した場合で、心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

児童にとって父母の状況	①父母が婚姻を解消した児童	②母が死亡した児童
	②父が死亡した児童	③母が死亡した児童
	③父が重度の障がいの状態（国民年金の障害等級1級程度）にある児童	③母が重度の障がいの状態（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
	④父の生死が明らかでない児童	④母の生死が明らかでない児童
	⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童	⑤母から引き続き1年以上遺棄されている児童
	⑥父がDV保護命令を受けた児童	⑥母がDV保護命令を受けた児童
	⑦父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童	⑦母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
	⑧母が婚姻によらないで生まれた児童	

## 広告

**パン屋** P129 C-1

141号線沿い、佐久北インターすぐ側のパン屋です



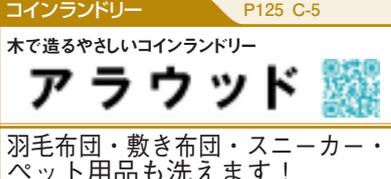
乳・卵不使用でもフワフワ柔らかなパン。1才を迎えるお子さんが背負う一升パン、お祝い事にピッタリな5倍サイズのBigなパンetc. お作りしております。パンのデザインもチョコ、アイシング、コテ焼き選べます。

- 小諸市御影新田2724-3
- TEL:0267-41-6946 ■ FAX:0267-41-6946
- 営業時間/10:00~18:00 ■ 定休日/木曜定休（不定休有）
- URL: <http://mugikoro.hungry.jp>
- 食品営業許可:飲食店営業、菓子製造業

P あり(6台)

**コインランドリー** P125 C-5

木で造るやさしいコインランドリー



羽毛布団・敷き布団・スニーカー・ペット用品も洗えます！

- 小諸市御影新田2221-1
- TEL:0267-26-1110
- 営業時間/24時間
- 定休日/年中無休
- URL: <https://arawood.jp>

P あり(12台)

## ●支払時期

児童扶養手当は、原則として、2ヶ月毎（11月、1月、3月、5月、7月、9月）に支払われます。

## ●支給制限

手当を受ける人や扶養義務者等の前年の所得が限度額以上ある場合は、手当の全部または一部が支給停止されます。

所得には一定の控除があります。

養育費は8割相当額が所得に算入されます。

所得制限限度額には、老人控除対象配偶者等について加算があります。

## ■その他の手当

### 固 保健福祉部福祉課

名称	概要
特別児童扶養手当	障がいを持つ20歳未満の在宅の児童を監護する父若しくは母（所得の多い方）または父母にかわって児童を養育している方に支給されます。
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者（20歳以上）に支給されます。
障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）に支給されます。

※いずれの手当にも所得の制限があります。また、対象の方が施設に入所した場合には支給されません。

## ■給付金

### ●自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ることを目的として教育訓練講座を受講するために支払った費用について給付金を支給します。

### ●高等職業訓練促進給付金事業

生活の安定のための資格の取得を促進するため、一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を給付します。

### ●JR通勤定期乗車券特別割引

児童扶養手当を受給している父または母は、通勤定期乗車券が3割引になります。定期乗車券を購入する際には、小諸市福祉事務所が発行する購入証明書が必要となります。なお、通学には適用されません。

## 子育て支援施設

### 固 保健福祉部こども家庭支援課

## ■小諸市児童クラブ

小諸市児童クラブは、小諸市立小学校の児童で放課後保護者が就労等により、保育に欠けると認められる者（以下「学童」という）に対し保護者に代わり健全な育成を図るため保育する施設です。

### ●児童クラブ一覧

児童クラブ名	通学区	住所	電話番号	定員
野岸クラブ	野岸小学校	八幡町2-2-4 (プール北西向かい)	23-5611	30名
坂の上クラブ	坂の上小学校	紺屋町3-2-1 (南側教室棟1階西側)	22-0281	30名
ちくまキッズクラブ	千曲小学校	大字山浦2951-1 (プール南側)	25-0014	30名

※全てのクラブの入口は学校管理の建物にはありません。専用の入口をご利用ください。

### ●開設時間

●学校の授業日／放課後～午後7:00

●学校の休業日／午前7:30～午後7:00

※事情により、開設時間を変更することがあります。

### ●休日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、12月29日から翌年1月3日

※特別の理由があるときは、休日を変更することがあります。

### ●クラブを利用できる児童

クラブが所在する小学校に通学し、父母および同居の親族その他の者が、就労等により留守家庭になる児童。

### ●保育料（1人につき）

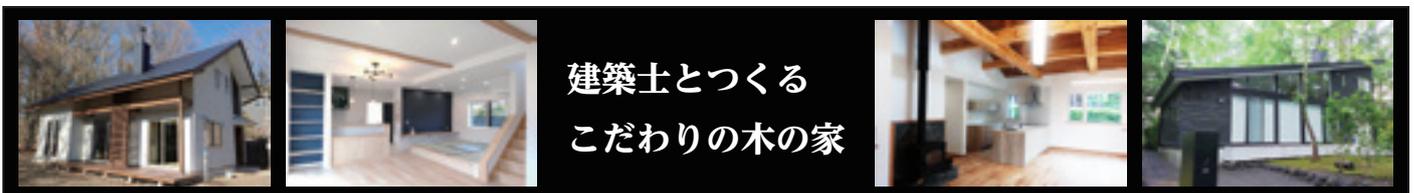
●通年入会学童／月額3,000円

●夏休み・春休みのみ入会学童／各3,000円

※保育料は、市より指定される方法でお支払いください。

※保育料は、月額のみとなっています。日割り等ございませんのでご注意ください。

## 広告



建築士とつくる  
こだわりの木の家

間取りのご相談・見積りは無料です。ご予算に合わせてご提案しますので、お気軽にご相談ください。

セイケンハウス  
**SEIKEN HOUSE** TEL.0267-22-6868

本社 / 小諸市甲 549-2  
軽井沢オフィス / 軽井沢町長倉 1888-9



## ■児童館

小諸市児童館は、児童に健全な遊びの場所を提供することによって、健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした児童福祉施設です。

名称	住所	電話番号 (FAX兼用)
美南ガ丘児童館	大字御影新田1995-25	23-5667
東児童館	大字柏木524-21	22-1717
水明児童館	大字諸124-1	25-0041

### ●休日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、12月29日から翌年1月3日、館長が必要と認めた日

### ●開館時間（小学生は下校後）

- 学校の授業日／午後1:00～午後6:00
- 学校の休業日・土曜日／午前9:30～午後6:00

### ●延長利用（就労家庭を対象に有料で利用可）

それぞれの児童館が設置されている区域の小学校に通学する低学年の児童で、保護者の就労等により保育に欠けると認められる者については申請により時間を延長して有料で利用できます。

- 学校の授業日／午後6:00～午後7:00
- 学校の休業日、土曜日／午前7:30～午前9:30  
午後6:00～午後7:00

延長利用料は、児童1人につき月額3,000円です。市より指定される方法によりお支払いください。

長期休暇（春休み・夏休み）のみ延長利用する場合には、春休み3,000円、夏休み3,000円を指定する方法によりお支払いください。

### ●各種手続き（年度ごとに手続きが必要）

手続きが必要なとき	必要な書類
午前9:30～午後6:00の間に児童館を利用するとき	<input type="checkbox"/> 利用登録書 <input type="checkbox"/> 利用予定表
午後6:00～午後7:00 午前7:30～午前9:30に延長して利用するとき	<input type="checkbox"/> 延長利用申請書兼利用料減免申請書 <input type="checkbox"/> 就労証明書 ※延長利用をやめるときには中止の届出が必要です。

※各種申請書類は児童館で配布しています。  
 ※各種書類の内容に変更があったときには、必ずお知らせください。

## ■小諸市子どもセンター「こもロッジ」

乳幼児が保護者と利用する子育て支援センターと、児童生徒が利用する児童館の機能が揃った子育て支援の拠点施設です。初めて参加いただく方は利用登録書（毎年度）を記入していただきます。

- 住所／小諸市与良町6-5-2 TEL：23-5567

### ●休日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、12月29日から翌年1月3日、館長が必要と認めた日

### ●開館時間

- 午前9:30～午後6:00  
 （中学生を含む15歳以上の者は午後8:00まで）

### ●利用できる方

- ①小諸市に住んでいる保護者が同伴する未就学児
- ②小諸市内に住んでいるまたは小諸市内の小学校の児童
- ③小諸市内に住む18歳以下の青少年

### ●利用時間

- ①未就学児／9:30～15:30  
 保護者が必ず同伴してご利用ください。
- ②児童／時間、延長利用、各種手続きについては児童館と同じです。

- 学校の授業日／下校後～午後6:00
- 学校の休業日・土曜日／午前9:30～午後6:00

### ●利用料

無料です。小学生の延長利用は料金がかかります。

## 保育園・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園

### 保健福祉部子ども家庭支援課

## ■子ども子育て支援制度

子ども子育て支援制度により、入園する子どもは区分の認定申請が必要です。区分等は以下のとおりです。

区分	対象者	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	児童が満3歳以上で、教育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新制度の適用となる幼稚園</li> <li>●認定こども園</li> </ul>
2号認定 (保育認定満3歳以上)	児童が満3歳以上で、保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認可保育所</li> <li>●認定こども園</li> </ul>
3号認定 (保育認定満3歳未満)	児童が満3歳未満で、保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認可保育所</li> <li>●認定こども園</li> <li>●小規模保育事業所</li> </ul>

### ●保育施設（2号・3号認定）

保護者が働いていたり、病気などのため家庭で保育ができないときに、保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。

## ●入園できる児童（入園基準）

小諸市に住んでいて、両親が下記のいずれかの事情により、家庭で保育できないと認める要件を満たす児童です。各種要件を証明する書類が必要です。詳細は入園申込書をご確認ください。

要件	詳細な条件
家庭外労働（農業含む）	月に64時間以上居宅外で労働していること 農業の場合は上記に加え30アール以上の耕作地があること
家庭内労働	月に64時間以上、家事以外の労働をしていること
母親の産前・産後	母親が産前または産後であること（入園期間は産前産後各3か月、最長7か月）
保護者の病気等	疾病・または障がいにより保育できない状態であること
病人等の介護	同居の家族が常時介護が必要な状態であること
災害の復旧	自宅および地域で震災、風水害、火災などの復旧にあたっていること
求職活動	保護者が仕事を探しているか、起業の準備をしていること（入園期間は90日間）
就学	保護者が学校、職業訓練校等に通っていること
その他	市長が特別に認める場合

## ●入園申込について（次年度新規入園希望の場合）

次年度新規入園の申し込みは11月頃を予定しています。

詳細は広報、ホームページ等で10月頃お知らせいたしますので、ご確認ください。

## ●保育料

保育料は保護者等の市民税額等により決定します。

幼児教育無償化に伴い、3～5歳児の保育料は無料となりますが、副食費4,500円／月は実費徴収となります。

## ■一時的保育

傷病等や冠婚葬祭などで保育することができない場合や、子育てから離れてリフレッシュしたい時など、子育て支援の一環として未就園のお子さんをお預かりいたします。

## ●対象

おおむね離乳が完了した1歳頃からの子ども

私立さくら保育園・ポッポの家保育園については、状況に応じてお預かりします。直接園にお問い合わせください。

## ●手続き

実施している保育園へ直接お申込みください。事前に預け先の保育園へお子さん連れで来園いただき、面談をしたのち、所定の申請書を提出していただきます。

## ●保育日数

1ヶ月12日間で限度とします。

## ●保育時間

原則として平日の午前8:30～午後4:00

## ●保育を行っている保育園

●公立：南城森の保育園、南保育園、東保育園、美里保育園

●私立：さくら保育園、ポッポの家保育園

## ●預かり料金

区分	3歳未満児	3歳以上児
8時間まで1時間ごとに (1時間未満の場合は1時間とする)	400円	200円

※年齢は、その年度の4月1日の年齢とします。  
※保育料の納入は、利用月の翌月に納付書を郵送します。  
※私立保育園の納入方法は園へ確認してください。

## ■私立幼稚園一覧

幼稚園名	住所	電話番号	地図ページ
暁の星幼稚園	田町2-3-33	22-0693	P107 D-5
小諸野岸幼稚園	与良町2-9-13	22-2406	P105 D-4
しらかば幼稚園	甲1812-2	22-2327	P108 C-4

## 広告

P108 C-1

保育園(二歳未満児専門園)

この時期をたっぷり愛され育つことを大切にしています

**社会福祉法人 愛育会 ポッポの家保育園**

- ・子どもが安心して甘えられ、喜んで過ごせる保育園に
- ・保護者が安心してあずけられ、共に子育てしていく保育園に
- ・地域の子育てネットワークの一翼を担う保育園に

■小諸市与良町3-3-5  
 ■TEL:0267-23-3819 ■FAX:0267-23-3839  
 ■開園時間/7:00～19:00 ■休園日/日曜、祝日、12/29～1/3

P あり

## ■ 保育園一覧

保育園名	区分	住所	電話番号	定員	開所時間	受入年齢	一時	地図ページ
美里保育園	公立	市662-10	22-1687	90	7:30～19:00	生後1年～就学前 (要相談)	○	P127 F-2
東保育園	公立	八満70	22-2553	100			○	P124 B-2
南保育園	公立	御影新田1265-1	22-2090	150			○	P125 D-4
千曲保育園	公立	山浦3190-1	22-0504	60				P122 A-1
西保育園	公立	滋野甲907-1	22-4059	45				P115 D-2
南城森の保育園	公立	甲1991	22-2400	120			○	P123 C-2
ポッポの家保育園	私立	与良町3-3-5	23-3819	55	7:00～19:00	産休明け～3歳未満	○	P108 C-1

※開所時間は延長保育時間も含まれます。  
 ※土曜日の保育については、指定した保育園で集合保育をします（昼食持参）（公立の場合）。  
 ※土曜保育を希望するにあたっては、保護者（両親共）が勤務などのため児童を保育する人が誰もいない場合です。

## ■ 認定こども園一覧

施設名（種別）	区分	住所	電話番号	定員	開所時間	受入年齢	一時	地図ページ
小諸幼稚園 (幼保連携型認定こども園)	私立	三和1-5-16	22-0355	80	7:30～18:30	要相談～就学前まで	○	P104 B-1
さくら保育園 (保育所型認定こども園)	私立	六供1-7-1	23-1601	99	7:00～19:00	3ヶ月位～就学前まで	○	P103 E-1
みすず幼稚園 (幼稚園型認定こども園)	私立	東雲3-15-4	22-1138	175	7:30～19:00	1歳～就学前まで		P117 F-4

## ■ 小規模保育事業所

施設名	区分	住所	電話番号	定員	開所時間	受入年齢	一時	地図ページ
ひなたぼっこ	私立	東雲3-15-4	22-1337	19	7:30～19:00	0、1、2歳	○	P117 F-4

## ■ 小諸市病児・病後児保育施設

### 「こもろスマイル園」

病気の治療中または回復期にあり、集団保育が適当でなく、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育できない児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが預かります。利用するには事前登録が必要です。

- 住所／小諸市相生町2-2-22 こもテラス3階  
TEL：46-9331

#### ●利用できる児童

市内に居住しているまたは市内事業所に勤務している保護者の児童で1歳～小学校就学前までの児童

#### ●利用できる日時

月曜日～金曜日 午前8時から午後6時まで  
 ただし、祝日および年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。

## ●保護者負担金

区分	時間	3歳以上児	3歳未満児
保育料	午前8時～正午	450円	1,000円
	正午～午後4時	450円	1,000円
	午後4時～6時	1時間につき150円	
備考	こもろスマイル園は、給食の提供をしていません。年齢は、当該年度4月1日の年齢によります。保育料については、市より後日、ご請求いたします。		

## ●利用までの流れ

- ①利用を希望する場合、事前に登録を行います。
- ②利用する時、予約が必要です。
- ③かかりつけ医の診察を受けて、病児・病後児保育利用にあたっての意見をいただきます。
- ④予約した施設に利用申込を行い、当日、必要書類を提出します。

## 広告

**幼稚園型認定こども園 P117 F-4**

明るくのびのびとした子どもに。自然と動物がいっぱい居る幼稚園

**学校法人 聖島学園 みすず幼稚園**

自然体験（りんごの森での活動）や、ヤギ・犬・うさぎ等の動物の飼育を通して、生きる力と周りの全てに心通わせる豊かな思いを大切に育んでいます。

■小諸市東雲3-15-4 ■TEL:0267-22-1138 ■FAX:0267-22-1969  
 ■保育時間／早朝保育 7:30～、延長保育 ～19:00 長期休みの特別保育も充実  
 ■子育て支援・サポートにも力を入れています ■園バス運行 あり  
 ■連携施設 小規模保育所「ひなたぼっこ」を隣接  
 ■URL:<http://misuzu.ed.jp> P あり(50台)



## ファミリーサポートセンター

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）が会員として登録し、ファミリーサポートセンター（ファミサポ）が仲介して、子育ての相互援助活動を行うことを目的としています。小諸市社会福祉協議会に事業を委託しています。

- 住所／小諸市相生町2-2-22 こもテラス1階

TEL：31-5093

### ●依頼会員（子育ての手助けをしてほしい人）の登録ができる方

市内在住または小諸市に通勤、通学し、生後6か月～小学校6年生までの児童の保護者

### ●援助活動（子育ての手助け）の主な内容

- 子どもの預り／保育園、学校等の開始時間前および終了後の預かり、学童保育終了後および放課後の預かり、会合、冠婚葬祭、通院、外出などの際、預かり
- 子どもの送迎／保育園、学校までの送迎
- 講演会やスポーツ、買い物など自分自身の時間を持つためにも利用できます。

### ●基本料金

月曜日～金曜日 午前7時～午後7時 1時間500円

土日祝祭日および年末年始並びに上記以外の時間

1時間600円

その他詳細はお問い合わせください。

## 小学校・中学校

### 教育委員会学校教育課

入学予定児童の住民登録地により、小・中学校を指定します。転居、転入、転出予定がある場合は、学校教育課に連絡をお願いします。

### ●就学時健康診断（小学校入学前）

入学前の10月～11月頃に就学時健康診断を実施します。事前にお知らせしますので受診してください。

### ●入学通知書

入学する年の1月末までに、新年度に小・中学校へ入学予定児童の保護者の方に「入学通知書」を送付します。「入学通知書」が届かない場合は、学校教育課へご連絡ください。

転居等の予定があっても、1月1日時点の住民登録地により送付します（以降の転居等についてはその都度再度発行します）。

※事情により指定校と異なる小・中学校に入学を希望する場合は、必ず学校教育課にご相談ください。

### ●通学区域

住所地がどの学校の通学区域であるかについては、お手数ですが直接学校教育課へお問い合わせください。

※小諸市では、「区名（自治会名）」により通学区域を設定していますが、区内で通学区域が分かれる個所があります。また、「区」の境と「地名（住所）」の境は必ずしも一致しません。

例：住所は「八幡町」であるが区は「東雲区」である区域等

## 小学校・中学校所在地

学校名	住所	電話番号	FAX番号	地図ページ
東小学校	大字柏木526番地	22-0659	24-0670	P124 B-2
坂の上小学校	紺屋町三丁目2番1号	22-0224	24-1420	P105 D-1
野岸小学校	与良町二丁目6番1号	22-0463	24-1463	P105 C-4
水明小学校	大字諸101番地1	22-0772	24-1266	P107 C-3
千曲小学校	大字山浦2955番地	22-0770	24-1566	P122 B-1
美南ガ丘小学校	大字御影新田1985番地	22-2000	25-2663	P124 A-5
小諸東中学校	加増三丁目5番1号	22-0595	23-6142	P109 E-3
芦原中学校	新町二丁目6番1号	22-0071	22-0094	P106 A-4

## 就学援助（要・準要保護制度）

### 教育委員会学校教育課

経済的理由等により就学困難な児童・生徒（小学校・中学校）の保護者に対して、給食費や学用品費など就学上必要な経費の一部を援助します。

対象は、下記の条件に該当する市内に住民登録がある児童・生徒の保護者です。

#### ■ 援助対象となる方

- ①生活保護を受けている方（修学旅行費のみ対象）
- ②次のいずれかに該当する方
  - 生活保護が停止または廃止になった。
  - 市民税が課税されていない（非課税世帯）。
  - 市民税、事業税、固定資産税、国民健康保険税の減免を受けている。
  - 国民年金の掛金の免除を受けている。
  - 児童扶養手当の支給を受けている（児童手当ではありません）。

#### ■ 手続きについて

##### ● 就学援助費（入学準備費）

小諸市就学援助費認定申請書（入学準備費用）兼世帯票（様式第2号）を、入学する前年度の12月末までに学校教育課へ提出（郵送可）

##### ● 就学援助費（入学準備費以外）

小諸市就学援助費認定申請書兼世帯票（様式第1号）を毎年4月末までに学校へ提出。

※就学援助費（入学準備費以外）については随時申請書を受け付けますが、認定日以降の経費が対象です。

#### ■ 認定について

申請書をもとに、支給要件に該当するか審査し、認定を行います。また、世帯分離をしても同居の家族がいる場合は、その家族についても調査します。

##### ● 支給対象経費および支給月

- 2月：「入学準備費」  
※翌年度入学予定者が対象。この支援を受けた場合、6月の「新入学児童生徒学用品費等」は対象外。
  - 6月：「新入学児童生徒学用品費等」  
※入学前の2月に「入学準備費」の支給を受けていない1年生が対象。
  - 9月：「通学用品費・学用品費の援助額半分」「給食費の6ヶ月分」
  - 3月：「通学用品費・学用品費の援助額半分」「給食費の6ヶ月分」「校外活動費」「修学旅行費」
- ※支給対象経費には上限があります。

#### ■ 注意事項

同一校にお子さんが複数いる場合は、一人ずつ申請書を提出してください。

所得税または住民税の申告（世帯全員）を期限までに行ってください。未申告の場合は審査ができません。

学校納付金（給食費、学年費、学校活動費、修学旅行費等）に滞納がある場合、当該就学援助費を滞納額に充当させていただきます。

年度途中の転入出や家族の状況に変化があった場合には、年度途中でも認定・取消を行いますので、速やかに学校へ連絡してください。

区域外就学で小諸市内の学校に在籍している方は、住民登録のある市町村教育委員会にお問い合わせください。

不明な点や詳細については、学校または学校教育課までお問い合わせください。